

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

いよいよ判決、東労組役員らによる脱退・退職強要裁判！

4年間の傍聴を振り返って

浦和電車区裁判総集編 シリーズ その7

東労組の脱退・退職強要事件の裁判（東京地裁）が、59回に及ぶ公判を終えいよいよ7月17日に判決を迎えることとなった。本紙はこの4年間の傍聴を振り返って浦和電車区事件の事実をシリーズで紹介することとした。

24回（2004.10.13）・25回（2004.11.9）・26回（2004.12.2） ウエハラ被告に対する本人質問

公判手続き更新で2期日遅れたが、本日からウエハラ被告人（当時浦和電車区分会分会長）への本人質問に入った。公判内容はほとんど今までの繰り返しであり、ウエハラ被告は自分の犯した犯罪打ち消しに終始した。この日は、裁判傍聴に松崎明氏がひょっこり現れ、法廷の警備もあわただしかった。11月9日、12月2日の反対尋問では、検察側から決定的な押収物証拠を突きつけられてウエハラは必死になって詭弁を弄していた。

27回（2004.12.22）・28回（2005.1.21） ヤナジ被告に対する本人質問

ヤナジ被告人（当時地本副委員長）への本人質問だったが、流暢な主尋問に対する受け答えとは対照的に、検察側の反対尋問に対しては、「わからない」「知らない」を連発していた。この矛盾には裁判長からも疑問が呈されている。また、検察官の質問に傍聴者がエキサイトしてしつこくヤジを飛ばし、裁判長が「これ以上発言すると退廷させます」と厳しく制止する場面もあった。

29回（2005.2.16） 裁判官交代に伴う更新手続き

30回（2005.3.10）・31回（2005.4.27）・32回（2005.5.19） ヤマダ被告に対する本人質問

ヤマダ被告人は、当時大宮地本青年部事務長をしていた。検察からの反対尋問に、『「Yへの追及行動」とは、「Yに事実を確認することだ」「怒りをYにぶつける」とは、「Yと真剣に話していこう」という意味だ』と珍解釈が続出。裁判長はもちろん東労組の傍聴者でさえ頭をかき上げる光景が散見された。

33回（2005.6.8）・34回（2005.6.30）・35回（2005.7.22） オオマ被告に対する本人質問

被害者Y君に執拗に言葉の暴力を浴びせたオオマ被告であったが、動かぬ証拠「テープ反訳書」の弁明に必死になっていた。「職場にいると気分が悪い」とは、『Yに考えを改めろ』という意味で言った。なんと勝手な言い訳だろう。この勝手なオオマは、仕事が終わっても帰らず、職場を生活の場に使っていたようだ。

36回（2005.8.29）・37回（2005.9.22）・38回（2005.10.13） ヤツダ被告に対する本人質問

「俺は革マルだ」発言のヤツダ被告であったが、どう見ても無理のある言い訳だった。

【検察】被告は怯えている組合員に「俺たちは東労組という大きな組織だし革マルだから安心だ」と言うのか。

【被告人】その時はとっさに言ってしまった。JR連合に常に革マルキャンペーンを張られていたこともある。

【検察】普通に守ってやると言えなかったのか。革マルという発言に問題はなかったのか。

【被告人】問題はあったと思うが、とっさに出てしまった。

このほかにも、分会大会方針《組織破壊者を絶対に許さず、徹底的に追及して組合脱退を迫り、脱退後も無視したり口を聞かないなど職場に居づらい環境をつくって、退職に追い込む》に対して、『東労組の文書は話半分に受け取っていた。メーデーで主催者発表と実数が違うのと同じである』という詭弁を弄した。